



SSBJ解説動画

IFRS S1号の概要

(全般的要求事項、判断、不確実性及び誤謬、 発効日及び経過措置)

2023年10月

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)事務局



本資料の目的



- ◆ 2023年6月26日に、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、設立後初めての基準となる、以下のIFRSサステナビリティ開示基準を公表しました
 - ◆ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」 (以下、「IFRS S1号」という。)
 - ◆ IFRS S2号「気候関連開示」(以下、「IFRS S2号」という。)
- ☑ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の概要を、以下の3つに分けてご説明いたします
 - 🔷 全体概要、概念的基礎
 - コア・コンテンツ
 - ◆ 全般的要求事項、判断、不確実性及び誤謬、発効日及び経過措置

2023年6月26日にIFRS財団から公表された次の基準及び付随するガイダンスを、サステナビリティ基準委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています

- IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- IFRS S2 Climate-related Disclosures

なお、本資料では、開示を行うに際して、特に有用であると当事務局が判断した事項を記載しています(そのため、すべての事項について記載しているわけではありません)

 $\ @\ 2023$ Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.





全般的要求事項

全般的要求事項

ガイダンスの情報源ーリスク及び機会の識別



Step 1

「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する



Step 2		
次のものを参照し、その適用可能性を考慮する		
必須	任意	
「SASBスタンダード」にお ける開示トピック	 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」 利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会 	

ガイダンスの情報源-適用される開示要求の識別



Step 1

識別されたリスク及び機会に具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」を適用する



Step 2-1

具体的に適用される「IFRSサステナビリティ開示基準」が存在しない場合、次の情報を識別するために判断を適用する

- 利用者の意思決定に関連性がある
- 当該リスク又は機会を忠実に表現する



Step 2-2

上述の判断を適用するにあたり、次のものを参照し、その適用可能性を考慮する

必須

任意(IFRSサステナビリティ開示基準に矛盾しない範囲で)

「SASBスタン ダード」に含まれ る開示トピックに 関連する指標

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」
- 利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書
- 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報
- グローバル・レポーティング・イニシアティブ基準(GRI基準)
- 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

開示の記載場所



開示の記載場所

サステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告書の一部として提供する

次のすべてを満たす場合、情報を相互参照により含めることができる

- 相互参照される情報が、サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で同時に利用可能
- 完全な1組のサステナビリティ関連財務開示が、相互参照により情報を含めることによって理解が難しくならない

報告のタイミング



報告のタイミング

サステナビリティ関連財務開示について;

- 関連する**財務諸表と同時**に報告する
- 関連する**財務諸表と同じ報告期間**を対象とする

「同じ報告期間を対象とする」

関連する財務諸表(連結財務諸表)

親会社の財務情報:4月~3月

子会社の財務情報:1月~12月

時間軸(月) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

サステナビリティ関連 財務開示 親会社のサステナビリティ関連財務情報:4月~3月

子会社のサステナビリティ関連財務情報:1月~12月

報告のタイミングー後発事象



「後発事象」の取扱い

報告期間の末日後~サステナビリティ関連財務開示の公表承認日前において;

- 報告期間の末日現在で存在していた状況について新たな情報を入手した場合
 - ⇒ 関連する開示を更新する
- **この間に発生する取引、その他の事象及び状況**に関する新たな情報を入手し、それ を開示しないことにより、利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる 場合
 - ⇒ 当該情報を開示する

比較情報



比較情報の開示

- 報告期間に開示される**すべての数値**について、前期に係る比較情報を開示する
- 説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報が、報告期間 におけるサステナビリティ関連財務開示を理解する上で**有用である場合**、これを開示 する

比較情報の見直し

前期に開示された見積られた数値に関連する**新たな情報を識別し、当該情報がその** 期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合;

- 新たな情報を反映した見直された比較対象の数値を開示する
- 前期に開示された数値と見直された比較対象の数値との差異を開示する
- 比較対象の数値を見直した理由を説明する

ただし、次の場合には不要

- そうすることが実務上不可能である場合
- 指標が将来予測的なものである場合





判断、不確実性及び誤謬



判断

サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにする情報を開示する

判断を行う場合の例

- 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の 識別
- どのガイダンスの情報源を適用するかの決定
- サステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある (material) 情報の識別
- 事象又は状況の変化が重大であり、企業のバリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求されるかどうかの評価

測定の不確実性



測定の不確実性

利用者が、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える**最も重大な 不確実性**を理解できるようにする情報を開示する

- 開示された数値のうち、**測定の不確実性のレベルが高いもの**を識別する
- 上述のそれぞれの数値に関連して、次の情報を開示する
 - 測定の不確実性の源泉
 - 企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断



誤謬

重要性がある (material) 過去の期間の誤謬について、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正する

過去の期間の重要性がある (material) 誤謬を識別した場合、次を開示する

- 過去の期間の誤認の性質
- 開示されている過去の各期間について、実務上可能な範囲で**訂正した内容**
- 誤謬の訂正が実務上不可能である場合、その状態が存在するに至った状況及び誤 謬がどのように、また、いつから訂正されているかの説明





発効日及び経過措置

発効日



発効日

2024年1月1日以後に開始する年次報告期間より適用する

早期適用も可能であり、その場合;

- その旨を開示する
- IFRS S2号を同時に適用する



比較情報に関する経過措置

適用初年度において、比較情報の開示は要求されない

報告のタイミングに関する経過措置

適用初年度において、企業は関連する財務諸表を公表した後に、次のタイミングでサステナビリティ関連財務開示を報告することが容認される

一般目的期中財務報告書の提供が 要求されている場合	次の第2四半期期中財務報告書と同時
任意で一般目的期中財務報告書を 提供する場合	次のうちいずれか早いタイミング
一般目的期中財務報告書の提供が 要求されておらず、任意でこれを提供 しない場合	適用初年度の末日から9か月

経過措置(2/2)



気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する経過措置

適用初年度において、**気候関連のリスク及び機会のみ**についての情報を開示し、気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関連する限りにおいて、本基準の要求事項が適用されることとすることが容認される



· SSBJ

